

令和6年 第6回

令和6年6月3日

福岡市中央区選挙管理委員会

議 題

- 議案第13号 選挙人名簿から抹消する者について
議案第14号 選挙人名簿に登録する者について（6月定時登録）
議案第15号 在外選挙人証等に使用する電子印用公印について

その他

- 勉強会 選挙運動について

次回開催日 令和6年7月19日（金）10：00～ 区長応接室
次々回開催日 令和6年8月20日（火）10：00～ 区長応接室

議案第13号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年6月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

1	抹消する者の数	614人
	内訳	
	死亡者	66人
	国籍喪失者	0人
	市外転出者	548人
	登録移転者	0人
	誤載者	0人
	一般誤載者	0人
	重複登録者	0人
	住民票職権消除者	0人
	判決の確定による者	0人
2	抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3	抹消年月日	令和6年6月3日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	市外 転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	30	273	0	0	303
女	36	275	0	0	311
計	66	548	0	0	614

議案第 14 号

選挙人名簿に登録する者について(6月定時登録)

令和6年6月3日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和6年6月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

- 1 登録する者の数 2,188人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和6年6月3日

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
1,046	1,142	2,188

(根拠)公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調(令和6年6月登録日現在)

男女別		男	女	計
区分				
令和6年3月1日現在 選挙人名簿登録者数 (a)		73,837	95,409	169,246
(a)以後の 抹消者数	(イ) 死亡のため	173	216	389
	(ロ) 転出後4箇月を経過 したため	756	742	1,498
(e)	(ハ) 在外名簿への登録 移転のため	0	0	0
※(c)以後 ではない	(ニ) 誤載のため	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()	929	958	1,887
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		721	940	1,661
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		742	872	1,614
今回(令和6年6月登録日) 追加登録者数 (h)		1,046	1,142	2,188
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)		73,933	95,661	169,594
備 考				

在外選挙人名簿登録者数調(令和6年6月登録日現在)

男女別		男	女	計
区分				
令和6年3月1日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)		53	94	147
(a)以後の抹消者数 (b)		2	2	4
(a)以後の追加登録者数 (c)		0	0	0
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a)-(b)+(c)		51	92	143
備 考				

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,930	4,608	8,538
2	春吉第二	2,767	3,391	6,158
3	警固第一	3,288	4,879	8,167
4	警固第二	3,067	4,148	7,215
5	大 名	1,268	1,646	2,914
6	赤 坂	3,880	5,159	9,039
7	舞 鶴	3,828	4,460	8,288
8	箕子第一	3,696	4,580	8,276
9	箕子第二	1,637	2,254	3,891
10	当仁第一	3,724	4,799	8,523
11	当仁第二	2,210	2,918	5,128
12	南当仁第一	2,950	3,640	6,590
13	南当仁第二	2,784	3,281	6,065
14	南当仁第三	1,778	2,128	3,906
15	高 宮	4,602	6,497	11,099
16	一本木	3,404	4,843	8,247
17	平 尾	2,832	3,527	6,359
18	草ヶ江	3,040	4,148	7,188
19	小 笹	1,709	2,100	3,809
20	梅光園	1,513	1,960	3,473
21	福 浜	1,599	2,388	3,987
22	小笹南	3,916	4,672	8,588
23	笹 丘	3,180	3,790	6,970
24	薬 院	4,258	5,951	10,209
25	六本松	3,073	3,894	6,967
	合 計	73,933	95,661	169,594

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	5年6月 (A)	5年9月	5年12月	6年3月	6年6月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,513	8,619	8,586	8,573	8,538	25
2	春吉第二	5,976	6,130	6,182	6,151	6,158	182
3	警固第一	8,211	8,237	8,199	8,181	8,167	▲ 44
4	警固第二	7,202	7,250	7,314	7,258	7,215	13
5	大名	2,978	2,966	2,944	2,922	2,914	▲ 64
6	赤坂	8,930	8,973	9,013	9,026	9,039	109
7	舞鶴	8,239	8,295	8,263	8,248	8,288	49
8	簗子第一	8,294	8,292	8,274	8,203	8,276	▲ 18
9	簗子第二	3,872	3,941	3,926	3,893	3,891	19
10	当仁第一	8,411	8,439	8,422	8,445	8,523	112
11	当仁第二	5,016	5,131	5,174	5,166	5,128	112
12	南当仁第一	6,592	6,589	6,570	6,534	6,590	▲ 2
13	南当仁第二	6,019	6,046	6,048	6,067	6,065	46
14	南当仁第三	3,876	3,949	3,932	3,892	3,906	30
15	高宮	10,767	10,914	11,008	10,997	11,099	332
16	一本木	8,151	8,201	8,161	8,154	8,247	96
17	平尾	6,387	6,387	6,366	6,379	6,359	▲ 28
18	草ヶ江	7,166	7,172	7,192	7,184	7,188	22
19	小笹	3,826	3,807	3,801	3,800	3,809	▲ 17
20	梅光園	3,469	3,496	3,481	3,482	3,473	4
21	福浜	4,052	4,033	4,017	3,994	3,987	▲ 65
22	小笹南	8,573	8,652	8,603	8,581	8,588	15
23	笹丘	6,961	7,032	7,017	6,976	6,970	9
24	薬院	9,946	10,116	10,133	10,180	10,209	263
25	六本松	7,002	7,004	6,992	6,960	6,967	▲ 35
	合計	168,429	169,671	169,618	169,246	169,594	1,165

議案第15号

在外選挙人証等に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和6年7月19日以後、次のように使用する電子印用公印について、次のように告示する。

令和6年6月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひな形	用途
在外選挙人証	てん書	正方形	15ミリメートル	福岡市中央区選挙管理委員会委員長	在外選挙人名簿に登録されていることの証明用
在外選挙人名簿の登録について（通知）			20ミリメートル		在外選挙人名簿への不登録通知用
在外選挙人名簿の抹消について（通知）					在外選挙人名簿からの抹消通知用
在外選挙人名簿の抹消（記載事項の変更）について（通知）					在外選挙人名簿からの抹消又は記載事項変更の通知用
在外選挙人名簿の登録申請先の確認について（依頼）					在外選挙人名簿登録申請先の確認依頼用
在外選挙人名簿の登録地区分について（通知）					在外選挙人名簿登録地区分の通知用

（根拠）福岡市区選挙管理委員会規程第27条

（公印）

第26条 委員会、委員長、委員長職務代理者及び事務局長の公印の名称、書体、形状、大きさ、管守者及び用途は別表第2のとおりとし、そのひな形は別表第3のとおりとする。

2 委員会が選任する選挙長及び開票管理者の公印の名称、書体、形状、大きさ及び管守者は別表第2の2のとおりとし、そのひな形は別表第3のとおりとする。

（公印の取扱い）

第27条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による

福岡市公印規則第9条の2

（電子印）

第9条の2 市、市長、区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で、市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用することができる。

2 電子印に用いる公印（以下「電子印用公印」という。）の名称、書体、形状、大きさ及び管守者は、別表第5のとおりとし、そのひな形は、別表第6のとおりとする。

3 市長は、第1項の規定により電子印を使用した文書（以下「電子印使用文書」という。）及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。

福市中選告示第 号

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和6年7月19日以後、次のように電子印用公印を使用する。

令和6年6月10日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾俊見

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひな形	用途
在外選挙人証	てん書	正方形	15ミリメートル	福岡市中央区選挙管理委員会委員長	在外選挙人名簿に登録されていることの証明用
在外選挙人名簿の登録について（通知）			20ミリメートル		在外選挙人名簿への不登録通知用
在外選挙人名簿の抹消について（通知）					在外選挙人名簿からの抹消通知用
在外選挙人名簿の抹消（記載事項の変更）について（通知）					在外選挙人名簿からの抹消又は記載事項変更の通知用
在外選挙人名簿の登録申請先の確認について（依頼）					在外選挙人名簿登録申請先の確認依頼用
在外選挙人名簿の登録地区分について（通知）					在外選挙人名簿登録地区分の通知用